

## 令和5年度 対馬市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日（木）午前10時00分から午前10時57分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

### 3. 出席委員

#### ・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 宮原安典	4番 波田裕一郎
5番 杉原要	6番 春日亀優	7番 桐谷輝美
8番 阿比留なみ恵	9番 太田深雪	10番 永尾佐登志
11番 戸田耕助	12番 松村英二	13番 春日亀智恵子
14番 岡村高史		

### 4. 欠席委員 (1人)

3番 小宮正至

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について（農地長官管理事業第3回）

議案第20号 農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業第3回）

議案第21号 非農地通知について

第5 その他

### 6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

主藤公康

農業委員会事務局長補佐

小茂田聰

農林水産部農林しいたけ課係長

洲河直樹

中対馬振興部地域振興課主事

市山果歩

## 7. 会議の概要

### 議長

お早うございます。

新年最初の総会を開会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、1月1日に発生した能登半島地震により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被災された方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

対馬市におきましても、年明け早々、津波注意報が発令されるという、いまだかつてない事態が発生し、防災への備えの重要さを再認識されたことと存じます。

そのような中ではございますが、令和6年の新春を迎え、皆様方の元気な姿に接しましたことは、喜びにたえません。

昨年は、コロナが5類に引き下げられ、街中や飲食店にも人が増え、人々はコロナ禍で失ったものを取り戻すように頑張っています。対馬市も、このような時だからこそ、なおさら、分断している場合ではなく、皆で協力し合って地域を盛り上げていかなくてはなりません。

我々も、対馬市の農業の為に、協力し合って参りましょう。

今年一年、皆様方が元気に過ごされますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

それでは、ただ今より令和5年度対馬市農業委員会第7回総会を開会いたします。

報告します。小宮委員から欠席の届出があっております。

現在の農業委員定数は、14名。本日の出席者は、13名です。

定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

それでは議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、永留正司委員及び、阿比留なみ恵委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日、1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第18号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は1件です。

本議案は、杉原委員が関係者であるため、議事参与制限により、杉原委員に退場を求めます。

(杉原委員退場)  
事務局の説明を求めます。  
(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書の1ページをお願いします。  
議案第18号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。  
番号1は、○○町○○の○○さん所有の同地区の田2筆、2, 614平米を、  
○○町○○の○○さんへ、贈与により所有権を移転するものであります。  
なお、経営面積は0平米でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求  
めます。  
(11番 戸田耕助 委員 挙手) 11番

### 11番 戸田耕助委員

番号1について説明いたします。  
1月15日に譲受人立会いのもと、私と○○と、現地を確認しました。  
申請地は○○町○○にある約26アールの田です。  
譲受人は譲渡人の子であり、相続権者です。今後の農地管理に関しましても、  
適切になされると思われますので、今回の申請に問題ないと判断いたします。  
ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

## 議長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(無しの声あり)  
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。  
番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いしま  
す。  
全員賛成です。  
番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

杉原委員の入場を求めます。

(杉原委員着席)  
杉原委員に申し上げます。  
議案第18号、番号1は、原案のとおり許可することに決定しましたので、告  
知します。

次に、議案第19号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)」

を議題とします。

事務局の説明を求めます。 (事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の2ページをお願いします。

議案第19号、「農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第3回）」でございます。

農地中間管理事業において、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し、決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は、5件で、内訳は、貸し手5人、借り手1人でございます。

農地の内訳は、田が21筆、13,849平米、畑が10筆、4,009平米、合計31筆、17,858平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。

(農林しいたけ課 洲河係長挙手) 洲河係長

農林しいたけ課 洲河係長

議案書の4ページの農地利用集積計画をご覧ください。

今回、令和5年度の最後になりますが、第3回目の集積計画を提出しております。番号1から2までが○○地区の出し手が2戸です。番号3が○○地区の出し手が1戸。番号4から13までが○○地区の10戸になります。○○地区については再配分というくくりになりますので、後ほどの配分計画に於いて説明をいたします。番号14が○○地区の1戸です。最後、番号15が○○地区の1戸になります。

再配分を除く合計4地区、5戸、31筆、17,858平米を長崎県農業振興公社に集積するものであります。よろしくご審議いただきますようお願ひいたします。

議長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第19号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第20号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。 (事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の8ページをお願いします。

議案第20号、「農地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業第3回）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

権利の設定を受ける者は5人、農地の内訳は、田が71筆、77, 141平米、畑が26筆、15, 519平米、合計97筆、92, 660平米でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。

（農林しいたけ課 洲河係長挙手）洲河係長

農林しいたけ課 洲河係長

議案書の8ページをご覧ください。

今回、令和5年度3回目の農地利用配分計画（案）を提出しております。4地区、受け手が4戸、31筆、取り扱い面積で17, 858平米、再配分が1戸、66筆、取り扱い面積で74, 802平米でございます。

議案書の9ページからになります。整理番号1及び10ページの2までが、○○地区になります。受け手が○○氏です。出し手は2戸、11筆、面積が9, 426平米となります。（スライド）こちらも同じく○○地区の図面になります。

次に整理番号3、11ページになりますが、○○地区になります。出し手が1戸、9筆、2, 940平米、受け手は○○氏です。（スライド）同じく○○地区の図面になります。

次に整理番号4、12ページになりますが、○○地区になります。出し手が1戸、5筆、3, 019平米、受け手は○○氏です。

次に整理番号5、13ページになりますが、○○地区になります。出し手が1戸、6筆、2, 473平米、受け手は○○氏です。

最後に、整理番号6から12までが、○○地区の再配分となります。出し手が10戸、66筆、74, 802平米、受け手は、○○氏になります。

こちらの再配分につきましては、○○の代表者でありました、○○氏がお亡くなりになられた関係で、同じ契約内容をそのまま、○○氏に引き継ぐ形になりますので、面積等、内容は以前の契約と全く変わらず、再配分と言う形になります。

説明は以上になります。よろしくご審議いただきますようお願ひいたします。

議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（4番 波田裕一郎委員 挙手）4番

4番 波田裕一郎委員

○○さんが亡くなつて残念ですが、○○が支払っていくと言う事ですか？

農林しいたけ課 洲河係長

○○さん個人になります。

**4番 波田裕一郎委員**

ありがとうございます。それと、もう1個、14ページの上から2番目の、「抵当権」というのは、どういう意味ですか？

**農林しいたけ課 洲河係長**

今、資料を持ち合わせていませんので、後ほど回答いたします。

**4番 波田裕一郎委員**

はい。いずれにせよ、○○さんにやってもらって良かったと思います。ありがとうございました。

**議 長**

他に質疑はありませんか。

(5番 杉原要委員 挙手) 5番

**5番 杉原要委員**

賃借年額が0円となっている所が結構ありますが、これは、農業振興公社に、中間管理事業でやって、預けるというような形になりますよね。

それを、賃借人が借りてやるわけですけど、この0円というのは何か意味があるのかなと。

通常、賃借権が発生すれば、いくばくかの金額が発生するのかなと思いますが、0円というのは、ずっとこのまま0円で、10年契約で、10年間無償で使えるのか疑問があって、質問しました。

**農林しいたけ課 洲河係長**

契約については、中間管理事業で10年契約というのは固定なんですけども、その中で契約は、賃貸借契約と使用貸借契約があります。今現在、対馬市では9割以上は、使用貸借、無償で契約をする形になります。例を挙げますと、樺椎小原さんは、総会で1反当たり何円と決めて、組合員さんはその金額を支払って契約をされているケースもありますけども、使用貸借0で、貸し手と受け手が双方、合意をすれば、支払なしで契約できると言う事も考えられると思います。

**5番 杉原要委員**

ありがとうございました。それともう一つ、4番波田委員から質問が有りました抵当権の件ですけども、これ、多分、この土地自体に抵当権が付いておりますよと言う事で、備考欄に表示がされている。例えば、11ページ辺りも、結構、抵当権というのが記載されてありますので、これはもともとその土地に抵当権が付いておりますよという意味合いで、標記されているんじゃないかなと、私はそう思っております。

**議 長**

税金が発生しておりますので、税金の分だけでも払ってもらつたらいいんじやなかろうかと個別には思つてゐるんですよ。

皆さんどうでしようか？

(11番 戸田耕助委員 挙手) 11番

11番 戸田耕助委員

それは、契約料はだいたい決まってますよね？○○いくらとか決まつとるけども、反当り。本人同士の話し合いですから、○○円もいくらも貰う人もいるでしょうし、タダでいいっていう人もいるでしょうし、支障無いんじやないですかね。いくら貰えっていう法律はできないでしようから。

議 長

島外の他地区の農業委員さんからも、そういうことはよく聞きます。

11番 戸田耕助委員

決まつてはいるんでしょ？

議 長

自由だからですね、契約は。まあ、そこんところは。

11番 戸田耕助委員

対馬の場合は、○○円？○○円？反当りで決まつてましたよね。

事務局長

賃貸借料は、統計をとつて、3月の総会でご報告する予定です。

議 長

他に質疑はありませんか。

(1番 永留正司委員 挙手) 1番

1番 永留正司委員

○○の場合、反当り年間○○円という形で行つてゐるようですね。

表面上では○○円になつてゐますが、物品で、例えば米で支払うとか、そんな場合もあります。

一応、○○は明らかに○○円と言う形で、以前、○○円を○○円下げまして、今は、○○円になつてゐると思います。

あとは、個人の契約なのでお互ひ次第だと思います。

議 長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第20号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成です。

本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第21号「非農地通知について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。（事務局長挙手）事務局長

## 事務局長

議案書の21ページをお願いします。

議案第21号、「非農地通知について」でございます。

農地利用状況調査等の調査結果に基づき、農地として再生することが困難と思われる農地を非農地として判断し、適正な農地管理を実施するために提案するものであります。

1の非農地通知を発出すると判断される農地は、資料1に対象農地の一覧表を、資料2に対象農地の位置を掲載しております。

2の対象となる筆数は4, 376筆。

3の対象となる面積は1, 804, 820. 46平米となっております。

非農地の判断根拠といたしましては、農地利用状況調査の他に、課税台帳の現況地目と航空写真を基に判断しております。

資料1、資料2についてご説明いたします。

資料1の非農地通知対象農地一覧をお開き下さい。

最初のページに、地区ごとに集計した一覧表を記載しております。今回は、18地区が対象となっております。

今年度も、平成27年度に非農地通知予定地区として、長期計画を立てておりました地区を中心に、非農地通知を発出したいと思っております。

次のページを開いてください。1筆ごとの一覧表でございます。

1番上の、「項目の欄」をご覧ください。左から土地番号、農家番号、所在地、登記地目、登記面積、現況地目、所有者名、荒廃農地調査分類、判断根拠と記載しております。全部で、60ページまであります。以上で資料1の説明を終わります。

次に、資料2の非農地通知対象農地 位置図を開いてください。

地区名を左上に表示しています。航空写真の水色の箇所が非農地通知対象農地です。

1ページの豊玉町仁位地区から、12ページの上対馬町舟志、五根緒地区まで綴っております。

内容に関する質問に関しましては、局長補佐に回答をお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。  
質疑はありますか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第21号について、原案のとおり通知することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は、原案のとおり通知することに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かございますか。

(事務局より、能登半島地震の義援金のお願いと、農林しいたけ課より、地域計画策定の説明と、地域計画策定の為の協議の場への参加協力のお願い。)

他にありませんか。

(無しの声あり)

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本年が皆様方にとりまして、健康で実りの多い一年になりますことを祈念いたしまして、対馬市農業委員会第7回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。